

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號壹第 卷十四第

行發日一月一年十和昭

新年特別號

免稅點以下の小所得者への地方課税.....	法學博士 神戸正雄
勢力關係の性質.....	文學博士 高田保馬
ブラジルに於ける移民制限問題.....	法學博士 山本美越乃
政策研究に就て.....	經濟學博士 作田莊一
農業政策の擔當者としての産業組合.....	經濟學博士 八木芳之助
漁村經濟調査論.....	經濟學士 蛭川虎三
私經濟との比較による財政の本質.....	經濟學士 中川與之助
自由主義の論據.....	經濟學士 柴田敬
フランス・フランに就いて.....	經濟學士 松岡孝兒
山口藩に於ける幕末の洋式工業.....	經濟學士 堀江保藏
支拂準備の法定に就て.....	經濟學士 中谷實
獨乙の漁場入會制度に就いて.....	經濟學士 岡本清造
積荷單獨海損填補方法の吟味.....	經濟學士 佐波宣平
ロッシヤーの歴史的方法.....	經濟學士 白杉庄一郎
經營信任會の效果に就いて.....	經濟學士 大塚一朗
貿易統制の制限性と促進性.....	經濟學博士 谷口吉彦
酒税の改正.....	經濟學博士 汐見三郎
現金の流通と預金の増減.....	經濟學博士 小島昌太郎
國益主法掛について.....	經濟學博士 本庄榮治郎
新着外國經濟雜誌主要論題.....	

(禁 轉 載)

支拂準備の法定に就て

中 谷 實

一、序

書

貨幣形態の發展は流通貨幣としての預金通貨の地位を益々高め、預金の支拂準備に關する問題は銀行券の兌換準備にも増して重要なものとなつた。即ち、銀行券の發行に就ては、各國共集中統一せられて専ら公共的性質を帶ぶる中央銀行に一任せられてゐるに反し、預金通貨の擔當者たる商業銀行は、其の數も非常に多く且營利を追及する私企業として存在するが故である。従つて、銀行券の發行に關しては、殆んど信用統制のみを目標として中央發券銀行に充分なる活動の餘地が與へられんとし、商業銀行の支拂準備に就ては益々其の制限が問題とせらるるに至つた。殊に歐洲大戰後、各國の商業銀行が益々預金銀行たる特質を發揮して、自己資本に對する預金の割合を著しく増大せしめた事と、同時に商業銀行界に對する國家的權力の介入が著るしかつた事とは、共に此の問題の研究に當つて見逃すべからざる事實である。

商業銀行に對する國家的權力の介入は、或は最近のオーストリア・獨逸及び合衆國等に於ける

1) ビール條例以來銀行券の發行に對して最も非伸縮的な態度を維持して來た英國の規定も、1928年の Currency and Bank Note Act によつて舊き形態の上に新らしき統制的思想を盛り上げたのである。我國に於ける昭和七年の日本銀行條例の改正も亦之れに倣つてゐる。 J. M. Keynes; A Treatise on Money, 1930. Vol. II. p. 278

2) Keynes; ibid. chap. 25. 32. R. G. Hawtrey; The Art of Central Banking,

が如く、銀行制度の危機に際して國家が積極的に援助を與へた點にも存するのであるが、他方には、銀行の基礎及び經營に干渉すると共に預金支拂準備に關しても規定を設けたものが少くない。今法律を以て支拂準備に關する規定を設けたる諸國を見るに、合衆國に於ては衆知の如く早く國法銀行の時代より支拂準備率が法定せられ、一九二三年には南亞聯邦又此の例に倣ひ、一九二六年の印度通貨委員會も亦要求拂預金に對しては十パーセント定期預金に對しては三パーセントの支拂準備を要求してゐるのである。更に最近には、歐羅巴及びラテンアメリカの諸小國に於ても支拂準備に關する法律を定めたもの多く、一九三一年のブルガリヤの預金者保護法及びベルの銀行法、一九三二年に於けるチエコスロヴァキヤ・チリー・メキシコ等の銀行法、一九三三年のフィンランド・スエーデン・スイス等の銀行法が擧げ得られる。¹⁰⁾

我國に於ても、大正十五年の金融制度調査準備委員會に於て預金の支拂準備が問題となつたのであるが、¹¹⁾民間臨時委員の意見が答申せられたのみで、準備率の法定を見るに至らなかつたのである。勿論、銀行法施行細則によつて、各銀行は「支拂準備に關する明細書」を大藏大臣に提出せねばならぬ事になつてゐるが、¹²⁾之れとても一定の準備率を各銀行に強制するものでは無く、支拂準備に關する問題が充分に解決されたとは言ひ難い。

然らば結局、支拂準備の率は之れを法定す可きか否か、若し法定すべきものとすればそれには如何なる考慮を必要とするか。先づ支拂準備の意義を尋ねて法定の可否を考察し、次に準備率法

1932, p. 150

3) League of Nations; Commercial Banks 1925-1933, p. 10

4) ibid. p. 44 以下

5) 1931年 Creditanstalt が破綻するや政府は積極的援助を與へ、1933年には國家が同銀行の株主に加はつた。

6) 1931年の恐慌に際して、Darmstädter und Nationalbank と Dresdener Bank との

定の先輩國たる合衆國の經驗を省みて準備法定の爲めの他山の石を發掘したいのである。

二、支拂準備の意義

先づ支拂準備とは、銀行が債務の履行を確保する爲めに其の引當てとして保有する總ての資産を意味するものである。¹³⁾ 勿論嚴密に言へば、右の支拂準備より日常の出納資金 (三 money) を區別す可しとも考へられるのであるが、今は一應其の區別を設けない事とする。蓋し合衆國に關しても、聯邦準備銀行に於ける加盟銀行の預金たる legal reserve と¹⁴⁾ 之れに日常出納資金 (ill money) を加へたる working (actual) reserve の方が重要なものとせられるが故である。¹⁵⁾

斯くして、支拂準備の意義又は職能は銀行の流動性を確保する事に存するのであるが、他方信用統制の觀點よりすれば、預金支拂準備率のみが預金通貨の數量に對する調節瓣をなして居るのである。¹⁶⁾ 従つて最近には、支拂準備の主要職能を専ら信用統制の點に求むもの多く、¹⁷⁾ 一九三一年合衆國に於ける聯邦準備制度の銀行準備に關する委員會の報告も亦其の劈頭に於て右の趣きを明白に述べてゐる。¹⁸⁾ 勿論發券銀行に於ては、少くとも國內經濟に關する限り、銀行券の兌換能力を無視して専ら信用統制のみを顧慮し得るであらうが、現在の預金銀行に於いては流動性を無視して支拂備を論じ得るであらうか。此の事は、銀行券の兌換停止が國內經濟に左程の動亂を惹起せざるに、預金銀行の預金拂戻停止が如何に大なる動搖を與ふるかを見れば自ら明らかである。¹⁹⁾ 而

合併 Commerz-und Privat-Bank の改造等に政府が多大の援助を與へた、又 1929年創立の Reichs-Kreditgesellschaft も政府の資本で立てられた。

7) 1932年の Reconstruction Finance Corporation, 1933年法通過後の政府の援助等顯著である。

8) 9) Keynes; *ibid.* vol. II. p. 13.

10) League of Nations; *ibid.* pp. 70-71

も、大銀行主義が極度に發達して取付の憂慮を殆んど要せざる英國に於てすら、大戰勃發直前にはあの激しき取付に遭遇したのである。斯くて現時に於ける支拂準備の職能は、勿論中央銀行の信用統制力を強化するの點にも存するが、他方銀行流動性を確保するの點にも存するものと言はねばならない。

然らば流動性の確保と信用統制の強化と言ふ二つの目的の爲めに支拂準備は如何に定めらる可きであるか。先づ銀行流動性の確保と言ふ點のみよりすれば、銀行が所謂第二次準備金即ち流動性の大きな資産を豊富に有するならば、第一次準備金即ち所謂現金準備の率を可成りの程度に低下するも尙安全なりと言ひ得るであらう。殊に中央銀行の融資條件に適格なる資産を豊富に有する事は現金準備の率を極度に低下せしめ得るのである。²⁰⁾然るに他方中央銀行の信用統制力を強化すると言ふ點より見れば事情は全く異なるのである。即ち中央銀行が再割引利率を引上げ公開市場賣に出でて信用の收縮を企圖しても、中央銀行の賣出にかかる諸證券よりも高利廻の投資物件が存するか、或は其の他の方面に信用需要の存する限り、市中銀行は支拂準備率を低下する事によりて、中央銀行の意圖に反しても信用膨脹を惹起し得るのである。故に中央銀行の信用統制をして確實なる効果を舉げ得しめんが爲めには、何らかの方法によりて、各市中銀行をして常に相當高き現金準備率を維持せしむる事を強制し、以て準備率の低下による信用膨脹を阻止し得る様な仕組が必要である。

11) 小川郷太郎；新銀行法理由 十，十一，十五，十六頁

12) 銀行法施行細則 第八條

13) 拙著；預金通貨の研究 六九頁

14) 經濟學辭典第三卷一一六六頁(支拂準備の項)

15) Keynes; *ibid.* vol. II. p. 63, F. A. Bradford Money and Banking, 1934, p.

右の如く、支拂準備は流動性の確保と信用統制の強化と言ふ二つの目的を有し、其の各々の爲めに要求さる可き現金準備の率を異にするのであるが、最後に斯かる支拂準備が各銀行に於て分散的に維持せられず中央に集中せられるならば著しく其の効率を増大せしめ得るのである。即ち支拂準備集中の結果は、銀行流動性が一層高められ、且各銀行の準備率が監視され易きが故に信用統制を一層容易ならしめ得るのである。然らば斯かる諸種の考慮を前提として、支拂準備特に現金準備の率及び其の集中に關し、之れを各銀行家の恣意に任す可きか或は之れに法的制限を加ふ可きか、節を改めて考察する事とする。

三、支拂準備法定の可否

銀行の支拂準備が流動性の確保と信用統制の強化と言ふ二つの職能を有する事は已に前述の如くであるが、先づ流動性の確保と云ふ點より支拂準備の法定可否を考察するに、特に大小多數の銀行が併存する諸國に於て其の法定の必要を見受けるのである。蓋し、銀行は營利と安全との二原則に従つて經營を行ふものであるが、流動性の確保の爲めに必要なる準備率の限界が比較的曖昧なるに反して、流動性の低き方面への資産投下より得られる収益の額が明確に知られ得るが故に、不知不識の間に營利の誘惑に陷る事が屢々あるのみならず、更に慣習及び情實等の爲めに銀行經營の方針を誤る事が頗る多い故である。我國初め諸外國に於て屢々經驗せられし銀行の破綻

16) 拙著；四九頁，一四六頁

17) Keynes 其他

18) Report of the Committee on Bank Reserves of Federal Reserve System 1931 (Bradford; *ibid.* p. 190) より

19) 明石照男；銀行券及び預金と其の準備(通貨制度研究會報告第一輯)三〇三頁

20) Keynes; *ibid.* p. 70, 拙著；第三章第三節

は、一部は不可抗的な經濟界の激變に基くものもあれど、多くは流動性の考慮に於ける缺陷に基くものと言ひ得るであらう。²²⁾ 又信用統制の強化と言ふ點より法定の可否を顧みるに、此の目的の爲めには流動性の確保の爲めに必要とするよりも遙かに多額の支拂準備を要求するものなれば、準備率法定の効果は一層大なるものと言はねばならないであらう。²³⁾ 更に又支拂準備の集中化と言ふ點より見ても、支拂準備の法定が好都合なるは謂ふを俟たざる所である。

右の如く支拂準備法定の重要性は、信用統制の見地よりは勿論の事流動性確保の點に於てすら之を認め得るのであるが、其の實行には諸種の困難を伴ふ事も亦争ひ難く、多くの反對論の起る所以である。即ち、支拂準備の法定に對する反對論は、(一)信用の弾力性を害して經濟發展に必要な信用需要に應じ難い、²¹⁾ (二)銀行の利益を害する、²⁵⁾ (三)各銀行の諸事情に應じたる準備率を規定し難き事、²⁶⁾ (四)法定よりも寧ろ各銀行間の協調が望ましき事等に關して起るのであるが、之れに對しては次の如く答へ得るであらう。

先づ(一)に就ては、成程嚴密なる準備率の固守は景氣の回復を早期に抑壓し經濟發展を阻止する事にもなるであらうが、若しケインズの勸奨するが如くに、中央銀行に對して法定準備率の變更權を與ふるならば、²⁷⁾ 此の缺點を除去する事が出来るであらう。次に(二)高率なる支拂準備の要求が銀行の収益性を害するであらう事は事實であるが、それは通貨制度の維持と國民全體の利益の爲めに各銀行に於て負擔せられねばならぬ犠牲である。殊に中央銀行に於ても、一定額の準備は

21) 拙著 前同所
22) 銀行法理由六頁其他

23) Keynes; *ibid.* Vol. II. pp. 54, 70, 72, 高嶋佐一郎; 金融統制論二一五頁二一七頁

24) 田中金司; 預金の流通速度と支拂準備金 (國民經濟雜誌五十三卷六號) 二二頁二四頁

之れを死藏せねばならず、公開市場取引等に於ては進みて損失を求めねばならぬ場合が存する上に、其の利益の一部を國庫に献納すべき義務を負担せるが如きを思へば、各銀行に於ける此の負擔は寧ろ當然過ぎる位である。更に(三)の點は最も大なる困難の存する所にして、各種の銀行に就て其の所在地預金者の種類及び營業狀態等を考慮し、以て其の各々が遵守すべき種々なる最低準備率を法定する事は殆んど不可能に近いであらう。然し乍ら合衆國に於て行はるる方法を參照し、更に綿密なる工作を加ふるならば、稍々満足す可き規定が得られるであらう。最後に(四)に關する主張は、専ら英國の銀行制度を前提とし又は其の優れたる慣習を羨みてなされたるものと言ふを得可く、今尙ほ小銀行の多數に存在せる諸國に於ては殊に其の實現性に乏しいであらう。²⁵⁾ケインズが此の協調主義を認めてゐるのは専ら流動性の確保の爲めのみであり、²⁶⁾マクミラン委員會の報告が此の協調主義を以て法定主義に優れるものと認めてゐる際にも、其の直後に於て、「英國の如き少數の大銀行主義が行はるる所に限る」旨の暗示を與へてゐるのである。²⁷⁾

以上を要するに、支拂準備の法定は其の實行に際して種々なる困難を伴ふものなれど、苟しくも銀行の企業組織が變化せず而も信用の統制が支拂準備の一主要目的たる限りは、多數の小銀行を有する諸國に於ける支拂準備政策の目標となり得るであらう。

尙、支拂準備法定政策の實行に際して起り得べき諸種の困難は已に上述の如くであるが、此の政策に關する先輩國たる合衆國は如何にして此等の困難を克服したか。以下合衆國に於ける支拂

25) Keynes; *ibid.* p. 74 參照

26) 田中金司; 貨幣論銀行論 八三頁

27) Keynes; *ibid.* Vol. II. pp. 76-77

28) *ibid.* pp. 70-72 29) *ibid.*

29) 英國の1928年銀行法、我國の昭和七年度の日本銀行條例の改正等に於ける國庫納付金制度(高鳴佐一郎; 支拂準備——金融大辭典、第二卷八七七頁)

準備法定の經驗を略述しやう。

四、合衆國に於ける支拂準備

合衆國に於ては、州法銀行時代に銀行制度が餘りにルースなりし爲め屢々恐慌を惹起せしに鑑みて、國法銀行時代に入つてからは過度に嚴密となり、其の爲めに却て諸種の弊害を暴露するに至つたのである。³³⁾即ち銀行の支拂準備に關しても此の時代に初めて法的に規制せられ、中央準備市及び準備市の諸銀行は預金の二五パーセント、地方の諸銀行は預金の十五パーセントの準備を保せねばならぬ事となつた。³⁴⁾而も準備市の銀行は準備の二分の一を中央準備市の銀行に預入れる事を許され、地方銀行は準備の五分の三迄を中央準備市又は準備市の諸銀行に預入れる事を許されてゐたから、全國諸銀行の準備は紐育に集中せられてゐたのである。³⁵⁾斯くの如く國法銀行時代には外見上支拂準備が集中せられてゐたかの如くであるが、斯かる準備の集中は少しも銀行の流動性を高むる事なく、實は準備分散制度の缺點を暴露してゐたのである。即ち、地方銀行の準備金の一部は準備市の銀行に預入れられ、準備市に於ける銀行の準備の一部は中央準備市たる紐育の銀行に預入れられてゐたのであるが、此等銀行間の預金には利子が支拂はれねばならなかつた爲め、紐育に於ける銀行の投資状態が必ずしも満足す可きものではなかつたのである。³⁶⁾従つて、一銀行の破綻は累を全國に及ぼして、全般的なる金融恐慌を惹起せし事が屢々であつた。又銀行

支拂準備の法定に就て

第四十卷 一七三 第一號 一七三

尙 S. E. Harris は Twenty Years of Federal Reserve Policy, 1933 Vol. 1. pp. 395-6 に於て、加盟銀行が中央銀行に於ける預金を増加すれば、中央銀行に對してその準備金の増加を強要する事となるから、却て中央銀行を困らす事となるだらうと述べて Keynes に反對してゐるが、それは明らかに牽強附會の論難である。

30) 高嶋佐一郎；金融統制論一一七頁，同；支拂準備(金融大辭典第二卷)參照

組織が各地方に於て獨立的のものであつたから、小切手の取立の如きも各地を迂回して行はれ、各銀行の保有すべき準備率が相當大なるを要したのである。³⁷⁾然るに各銀行の準備として擧げらるるものの中には取立中の小切手額も含まれたものが多く、³⁸⁾現實の支拂準備は法定比率の相當高きにも拘はらず、必ずしも銀行の流動性を確保するに足るものでは無かつた様である。殊に法定準備率が相當高き點に固定されてゐた爲め、他の資産内容に意を用ふる事なく専ら法定準備率を維持せんとして、一方には自行の流動性を弱めると共に他方には堅實なる信用需要に應じ得ざる場合が存したのである。³⁹⁾

右の如く國法銀行時代に於ては、尙未だ地方分權的な銀行組織の上に、單に準備率を相當高く法定したるのみなりし爲め、却て數多の弊害を惹起し、茲に一九一三年に確立せられたる聯邦準備制度への改善を見るに至つたのである。

聯邦準備制度に於ては、過去の諸弊害の根本的原因をなせる地方分權主義を改めて中央集權の實を擧げんとし、支拂準備政策に關しても根本的の改革を加へたのである。即ち、加盟銀行をして支拂準備金を十二の聯邦準備銀行に預入れしめ、銀行の流動性を高むると共に之が投機の利用を防止せんと企てたのである。⁴⁰⁾最初は中央準備市・準備市及び地方の各銀行に就て、各々一八%・一五%及び一二%の準備率が要求せられたのみで、其の中には各自行に於ける所謂出納資金も加算せられたのであるが、一九一七年の修正の結果各加盟銀行は次の如き準備率を要求せられる事と

31) Keynes; *ibid.* pp. 71-2

32) Committee on Finance and Industry Report, part II, p. 160

33) W. Leaf; *Banking* 1926 p. 62

34) J. L. Laughlin; *A New Exposition of Money Credit and Prices*, Vol. II, p. 403, Bradford; *ibid.* p. 177, 尙中央準備市は初めは New York のみなりしが、1887年には Chicago, St. Louis を加ふ、準備市は最初28市であつた。

なつた。即ち各加盟銀行は、上述の三種の所在地に應じて、各々要求拂預金の一三%一〇%及び七%と有期預金の三%の支拂準備を保持せねばならぬ事となり、而も自行に於ける出納資金は勿論、他行への預金及び取立中の小切手等は總て之れに加算せられざる事となつたのである。¹¹⁾ 惟ふに、聯邦準備制度確立の結果、支拂準備の効果が著しく高められるとの假定から、國法銀行時代よりも準備要求率が引下げられ、更に一九一七年には、合衆國が大戦に参加せし爲めに今後の通貨膨張を豫想して準備率の改訂が行はれたのである。¹²⁾

合衆國に於ける法定支拂準備は其後最近に至る迄何等の改訂を見ないのであるが、然らば此の法定準備が遺憾なく其の効果を露はしたかと言ふと決して然うではない。一九二二年以後一九二九年に至る迄合衆國は永遠の繁榮を謳はれたのであり、夫れには聯邦準備制度が如何に大なる貢獻をなしたかは衆知の所であるが、而も尙其間に在つて、法定支拂準備に就て幾多の缺陷が認められた事は次の事實で明らかであらう。

先づ一九一七年には、法定準備率の變更權を聯邦準備局に認めんとする提案がなされ、⁴⁰⁾ 現實には聯邦準備銀行に於ける預金のみが支拂準備とせられたのに止まるが、之は一九一四年以來各加盟銀行が其の日常出納資金及び他銀行預金を著しく減少せしめし事實⁴¹⁾を顧慮せる結果でもあらう。又、唯に出納資金の減少のみならず、地方諸行の中には、法定準備率の維持の爲めに所謂“Fund”の買集めをなすもの多く、⁴⁵⁾ 更に一九一九年には法定準備率を割つたものに累進的課税をなすの提

35) Bradford; *ibid.*, p. 178

36) *ibid.*, p. 181

37) *ibid.*, p. 182

38) *ibid.*, p. 183

39) Laughlin; *ibid.*, p. 405. Bradford; *ibid.*, p. 184.

40) Willis and Chapman; *The Banking Situation*, 1934 p. 74. 444

41) *ibid.* 42) *ibid.*, p. 74.

43) Keynes; *ibid.*, Vol. II. p. 225

案すらなされたのである。⁴⁶⁾ 其の後一九二五年には、加盟銀行より法定準備率低下の請願がなされ、聯邦準備當局亦之れを考慮せし有様にして、⁴⁷⁾ 此等は全く、法定準備が各地方の諸銀行の實情を考慮せざると、夫自體彈力性を缺くに基くものであらう。殊に大戰後、世界の潮流に倣つて合衆國に於ても亦、當座預金に對する有期預金の割合を著しく増加してゐるのであるが、之れは全く有期預金の法定準備率が要求拂預金のそれよりも著しく低き爲め、實質上要求拂預金の性質を有するものを故意に有期預金に分類せし結果である。即ち各加盟銀行は、一定の準備金に對してより、大なる信用擴張をなさんが爲めに、顧客に利子の好餌を示して彼の要求拂預金を有期預金に振替へん事を要請し、之れに何時たりとも再び要求拂預金に變更するとの條件を附すのであつた。而も銀行は創造されたる信用を他に貸付くる事によつて、顧客に支拂ふ利子よりも大なる収益を擧げ得たのである。⁴⁸⁾

右の諸事實によりて明かなる如く、合衆國に於ける法定支拂準備は、經濟界の實需に應じ難きものなるかの如くであつた。茲に於て一九二九年には、全米を擧げての投機熱の勃興の爲めに聯邦準備當局の信用收縮政策が效を奏せざるに鑑み、支拂準備政策を根本的に研究する爲めに「聯邦準備制度の銀行準備に關する委員會」が創立せられたのである。⁴⁹⁾ 同委員會は、慎重研究の結果、支拂準備は各銀行に於ける各種預金の活動性に應じて決定されねばならぬのに、現行の制度が其の目的を達し居らざる事を認め、先づ現制度を若干修正する事によつて改善の實を擧げんと試み

44) Harris; *ibid.* Vol. II. p. 387. Willis and Chapman; *ibid.* pp. 436-450 参照

45) Willis und Chapman; *ibid.* p. 75, 447

46) Harris; *ibid.* Vol. II. p. 385

47) Willis and Chapman; *ibid.* p. 449 48) *ibid.* pp. 72, 448

49) *ibid.* p. 76

50) 即ち、銀行所在地の階級を改め、預金の種類を嚴密に區別し、準備率に變更

である。然るに當時は諸種の事情に基きて右の試案が無効なる事が知られ、遂に從來の預金額に對する比率を捨てて、各種預金の回轉高に對する準備率の法定を提案する事となつた。⁵²⁾ 即ち、預金の種類銀行所在地の如何を問はず、總ての加盟銀行に對して一樣に、其の純預金額の5%と準備算定期間中になされたる預金引出高毎日平均の50%に該當する支拂準備を要求するものである。而して、預金の回轉高が過度に高まりたる場合に於ける銀行の負擔を輕減する爲めに、如何なる場合にも總預金額の一五%以上の準備は之れを要求せざる事となつてゐる。

右の提案は一見理想的なるかの如くであるが、之れに對しても亦諸種の批難が加へられてゐる。即ち先づ、其の機構が餘りに機械的なる爲めに、景氣の變動及び季節的變動に於て適當なる調節が行はれ難く、更に各銀行が豊富に準備金を有する場合には、是れによつて其の信用の擴張を阻止し得ざるが故である。⁵³⁾

斯くて一九三三年の新銀行法 (Glass Bill) に於ても、右の提案は採用せられるに至らず、⁵⁴⁾ 次の諸點に於て從來の缺陷を除去せんと企てられてゐるのである。⁵⁵⁾ 即ち、先づ「聯邦預金保險會社」を創設して銀行流動性の強化を圖り(第八條)、更に準備局をして、各準備區の加盟銀行に就て、證券擔保の貸出と自己資本金並びに剩餘金との割合を隨時決定せしめ(第七條)て、準備率變更權獲得への一步を近づかしめ、或は準備局をして準備銀行の融資條件を定めしめ(第三條)る等、總ゆる手段を講じて法定支拂準備の缺陷を補はんとしてゐるのである。

右の如く合衆國に於ては、國法銀行時代より最近に至る迄法定支拂準備の改善の爲めに絶えざる

を加へんと試みたのである。(Bradford; ibid, p. 192)

51) Willis and Chapman; ibid. p. 76

52) ibid. 尙預金回轉率の高いのは主として都市の投機に關與せる銀行に於てであつたから、之れによつて投機を抑壓せんと企てられたのである。ibid. p. 77

53) Bradford; ibid. 田中金司; 前掲論文一二頁, 拙著: 一五三頁

54) 田中金司; 前掲論文二三頁, Willis and Chapman; ibid. p. 495

る努力を續けて來たのである。而も其の間には幾多の缺陷が指摘せられ得べく、就中、(イ)國法銀行時代に銀行組織の分散主義を改めずして單に支拂準備率のみを法定せし事と、(ロ)聯邦準備銀行時代に入りても、單に形式的なる銀行の所在地預金の種別等にのみ着眼して、より根本的な問題即ち支拂準備の弾力性並びに非加盟銀行の拘束の問題等を考慮せざりし事とは、最も大なる缺陷であつた。故に苟しくも支拂準備を法定する爲めには、此の二つの根本的缺點を排除する事が必要にして、合衆國に於ても新銀行法によりて漸く其の緒についた次第である。

五、結 言

以上私は、支拂準備の職能が銀行流動性の確保と中央銀行の信用統制力を強化する事との二點に存する事、並びに此等兩職能の遂行の爲めに、少く共大小區々の銀行が多數に存在せる諸國に於ては、支拂準備の最低比率を法定する事が望ましき所以を述べ、更に合衆國に於ける經驗を顧みて、銀行組織の統括と中央銀行に準備率の變更權を與ふる事の必要なる所以を説いたのである。翻つて我國の現状を顧みるに、新銀行法の制定以來、極端なる弱小銀行は次第に整理消滅せしめられたのであるが、今尙大小區々の銀行が多數に存在して、英國の如き小數大銀行組織への到達は前途遼遠の如くである。また銀行法制定に當つて支拂準備の法定が問題となつた時にも、預金者の保護乃至流動性の確保と云ふ事は相當考慮に入れられたのであるが、信用統制の強化と言ふ事は殆んど顧みられなかつた様である。⁵⁰⁾然し乍ら今日の我國に於ては、信用統制の強化を無

55) Willis and Chadman; *ibid.*, p. 459 56) *ibid.*, p. 462, 464
57) *ibid.*, p. 98 以下。尙金融大辭典第一卷「グラス・ステイ・ゴール法」の項参照
58) 昭和二年三月三十日法律第二十一號
59) 小川郷太郎、新銀行法理由一五頁、四五頁参照

視し得られないのであつて、然る限りに於て、多少の犠牲困難を伴ふとも支拂準備の法定化集中化が必要に感ぜられる。

然らば今支拂準備を法定するとすれば其の比率は如何にして決せらる可きか。之れに對しては、已に金融制度調査準備委員會に民間臨時委員が安全なる準備率を具申せるが故に、⁽⁶⁰⁾之れを基礎とし、更に各銀行より大藤省に提出せられる「支拂準備に關する明細書」⁽⁶¹⁾を參考として、信用統制の爲めにも必要なる最低準備率を知り得るであらう。尙準備率の法定に際しては、要求拂預金と有期預金とに就て其の率に區別を設けねばならぬが、其の割合は大體合衆國に於けるものを參照すべく、更に合衆國の經驗に鑑みて、定期預金の期限前拂戻を禁ぜる現存の協定を徹底せねばならない。殊に、銀行の大小所在地其の營業方針等に基づく法定準備率の區別は其の決定が最も困難であるが、之れとても從來の銀行監督の經驗より推測し得ざるものでも無い。

次に法定の支拂準備は、日本銀行に於ける預金額のみに限らずして自行保有額をも加算せしめ、大都市特に日本銀行本支店所在地等に於ける諸銀行に對しては、支拂準備の中で日本銀行預金として保有する割合を大ならしめる事が望ましい。最後に苟しくも支拂準備率を法定する以上は、中央銀行に其の變更權を認める事が最も必要にして、之れにはケインズの提案⁽⁶²⁾を利用する事が出来るであらう。

以上の如く、我國に於ても支拂準備の法定は必ずしも不可能とは言ひ難く、現下の金融界を考察する時には一層其の感を深くするのである。

60) 預金總額の10%乃至12%、前同、一六頁

61) 銀行法施行細則第八條

62) 當座預金に對しては上下10%の開き、定期預金に對しては上下6%の開きの間に於て、三十日の豫告期間を以て行はしむ、Keynes; ibid, Vol. II, p. 77